

令和元年(2019年)11月5日から、住民票・マイナンバーカード等に 旧姓(旧氏)を併記できます

《旧姓とは》

過去に称していた氏であって、戸籍又は除かれた戸籍に記載されている氏のこと

《旧姓記載できるかた》

日本国籍を有し、戸籍記載当初から現在までの戸籍に旧姓の記載があるかた
※ご希望のかたは、お住まいの自治体への申請が必要です。



《旧姓の記載・変更・削除について》

- 旧姓は一人一つ記載できます。
- 記載した旧姓は、婚姻等により再び氏が変わった場合や、他市区町村に転入した場合でも引き続き記載されます。
- 旧姓を初めて記載するときは、過去に称していた旧姓から一つを選び記載可能です。
- 旧姓記載後に氏が変わった場合には、直前に称していた旧姓に限り、記載している旧姓から変更することが可能です。
- 記載した旧姓を削除することも可能ですが、削除した旧姓を再び記載することはできません。
ただし、旧姓削除後に再び氏が変わった場合は、削除後に新たに生じた旧姓を記載可能です。
- 氏の変更により、旧姓と現在の姓が一致した場合でも記載された旧姓は削除されません。
削除する場合は別途申請が必要です。

《旧姓を併記した証明書等について》

旧姓を記載すると、以下の証明書等の氏名欄には、現在氏名と旧姓の両方が記載されます。
なお、旧姓の記載を省略することはできません。

住民票

窓口・郵送・自動交付機・コンビニエンスストア等で発行する住民票全てに、旧姓が記載されます。
ただし旧姓記載前に作成された除票・改製原住民票には、旧姓は記載されません。

マイナンバーカード

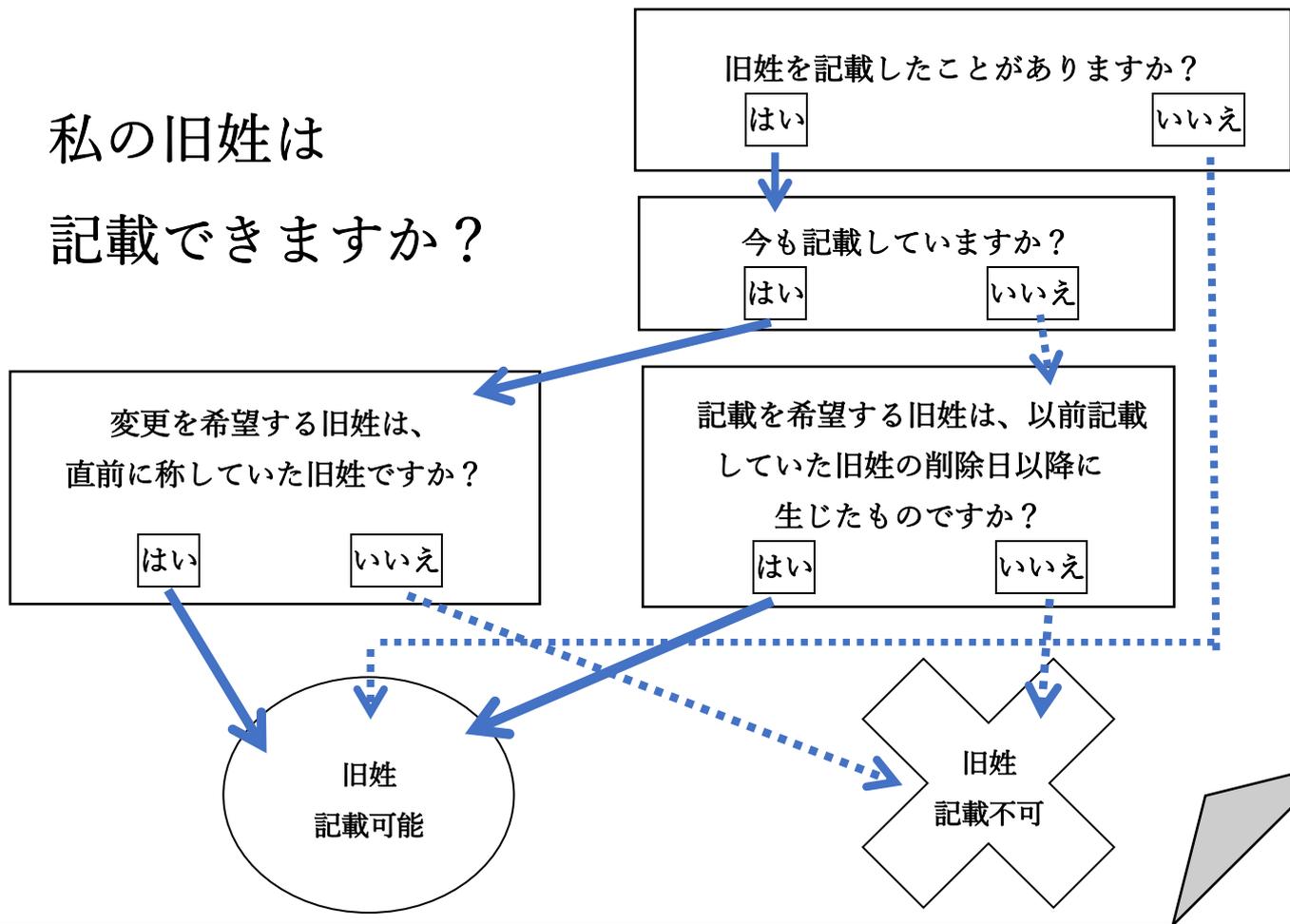
既にマイナンバーカードをお持ちのかたには、追記欄に旧姓を記載します。
これから発行するかたには、現在氏名と旧姓を併記したカードを交付します。

印鑑登録証明書

登録できる印鑑は一人一つに限ります。旧姓記載後は旧姓印での印鑑登録が可能です。

★申請方法は裏面を参照してください

私の旧姓は 記載できますか？



《必要書類》

- 旧姓が記載された戸籍から現在までの連続した全ての戸籍謄抄本
 - **本人確認書類**…運転免許証・マイナンバーカード・旅券等の写真付き公的機関発行のものは1点、健康保険証・年金手帳などの写真が無いものは2点以上
 - **マイナンバーカード**（旧姓を記載し返却します。）
- ※代理人のかたが申請される場合は、必要書類が異なりますので事前にお問い合わせください。

《注意事項》

- ・ 申請内容の確認が終わるまでお待ちいただきます。時間に余裕をもってお越しください。
- ・ 戸籍が不足している場合は受付できません。旧姓が記載されている戸籍から現在までの連続した戸籍をお持ちください。

例：①婚姻前の父筆頭者の戸籍、②婚姻後の戸籍(法改正前のもの)、③現在戸籍(法改正後のもの)

《窓口・お問い合わせ先》 ※武蔵野市にお住まいのかた

市民課……………市役所本庁舎1階 緑町2丁目2番28号 電話 0422-60-1839

市政センター…吉祥寺市政センター 吉祥寺本町1丁目10番7号 電話 0422-22-1821

(武蔵野商工会館2階)

武蔵境市政センター 境1丁目1番7号(QuOLa2階) 電話 0422-53-2200

中央市政センター 中町1丁目2番8号 電話 0422-56-3800

※中央市政センターの夜間窓口と休日開庁では、手続きできません。